

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

東大阪市長

## 公表日

令和7年8月1日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	<p>・地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が、確定申告書・住民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から、職権で決定している。</p> <p>・個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人に対する住民税としては、市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と、道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。</p> <p>個人市町村民税および個人道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。</p> <p>これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者・特別徴収事業者からの各種課税資料の受領。(地方税法第317条の3 等) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムを利用) ④他市町村・業務および機関に対する所得情報の提供及び移転。(情報提供ネットワークシステムを利用)</p>
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 地方税ポータルシステム(市民税関係) 3. 国税連携システム 4. 共通基盤システム 5. 中間サーバー 6. コンビニ交付システム 7. 電子申請システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

(1)課税対象者情報ファイル、(2)課税資料ファイル、(3)課税台帳情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条および別表24の項
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[      実施する      ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法に基づく主務省令第2条の表48の項および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	東大阪市税務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

## 6. 他の評価実施機関

—
---

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒577-8521  
大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号  
東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課 06-4309-3123

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒577-8521  
大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号  
東大阪市税務部市民税課 06-4309-3135

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点		
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点		
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ 委託しない ]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ 提供・移転しない ]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

## 9. 監査

実施の有無

[  ] 自己点検

[  ] 内部監査

[  ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[  ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[  ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 ③	情報提供ネットワークシステムの利用を想定	情報提供ネットワークシステムを利用	事後	平成29年7月の運用開始に伴い修正
令和3年8月19日	1.特定個人情報を取り扱う事務 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更
令和2年5月1日	1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 ④	情報提供ネットワークシステムの利用を想定	情報提供ネットワークシステムを利用	事後	平成29年7月の運用開始に伴い修正
令和2年5月1日	1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称		コンビニ交付システムを追加	事後	平成28年2月の運用開始に伴い修正
令和2年5月1日	II しきい値判断項目 1..対象人数	平成26年7月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点の更新
令和2年5月1日	II しきい値判断項目 2..取扱者数	平成26年7月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点の更新
令和2年5月1日	IVリスク対策 8.監査		外部監査を追加	事後	平成31年4月、令和元年10月の外部監査実施に伴い追加
令和4年9月21日	1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称		電子申請システムを追加	事前	令和4年10月からの運用開始に伴い修正
令和7年1月30日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <p>申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力            • 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管            • 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</p>	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		【○】全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条および別表第1第16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条および別表24の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる情報連携	番号法第19条第8号 同法別表第2第27項および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	番号法第19条第8号 同法に基づく主務省令第2条の表48の項および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月30日	II しきい値判断項目 1..対象人数	令和2年5月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点の更新
令和7年1月30日	II しきい値判断項目 2..取扱者数	令和2年5月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点の更新
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 1..対象人数	令和6年12月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	時点の更新
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 2..取扱者数	令和6年12月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	時点の更新